

今治市発注工事の前払金の使途拡大について

平成 28 年 8 月 5 日

今治市総務部契約課

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 61 号）が公布・施行され、平成 28 年 4 月 1 日以降に請負契約を締結した工事を対象として前払金の使途を拡大できることとされたことから、本市においても次のとおり取り扱うこととして工事請負契約約款を改正しましたので、お知らせします。

記

1 前払金の使途拡大に伴う改正内容について

現場管理費及び一般管理費への充当については、これまで労働者災害補償保険料及び保証料のみに限定していましたが、改正後は、前払金の 25%まで現場管理費及び一般管理費に充当できることとしました。

2 適用対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについて、利用することができます。（中間前払金は含みません。）

3 今回の改正に伴う手続きについて

(1) 平成 28 年 8 月 5 日以降に契約締結する工事の場合

「今治市工事請負契約約款（平成 28 年 8 月 5 日改正）」を使用し、契約締結を行います。

(2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 8 月 4 日までに契約締結している工事の場合

前払金の使途拡大を利用したい場合は、様式 1 を契約課に提出してください。その後、変更契約を締結します。

*前払金の使途や払出手続きについては、前払金保証を受ける各保証会社にお問い合わせください。